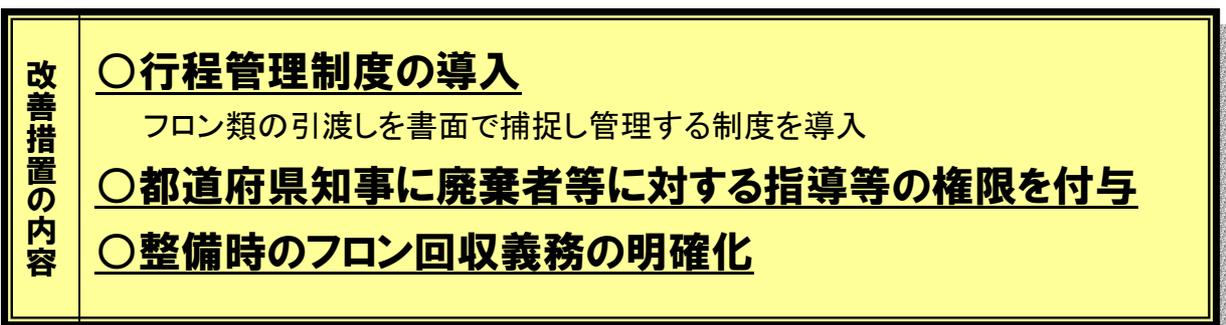
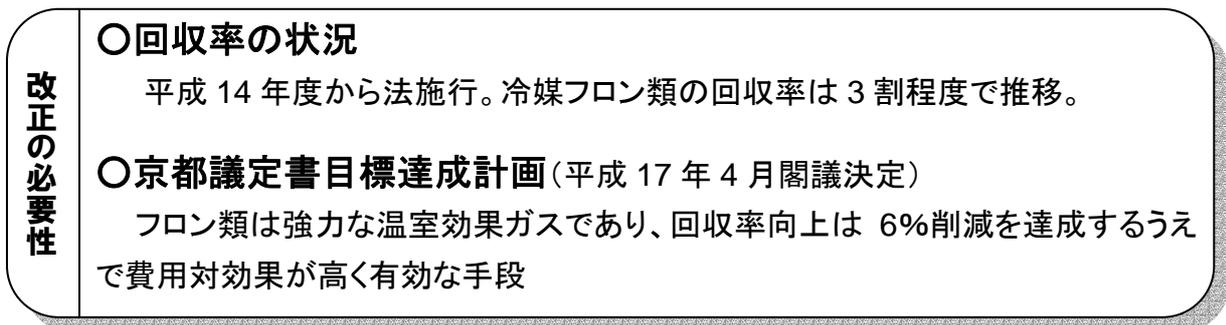
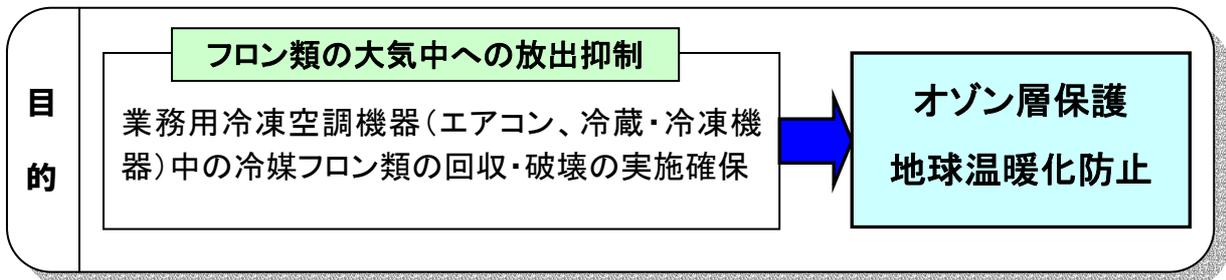
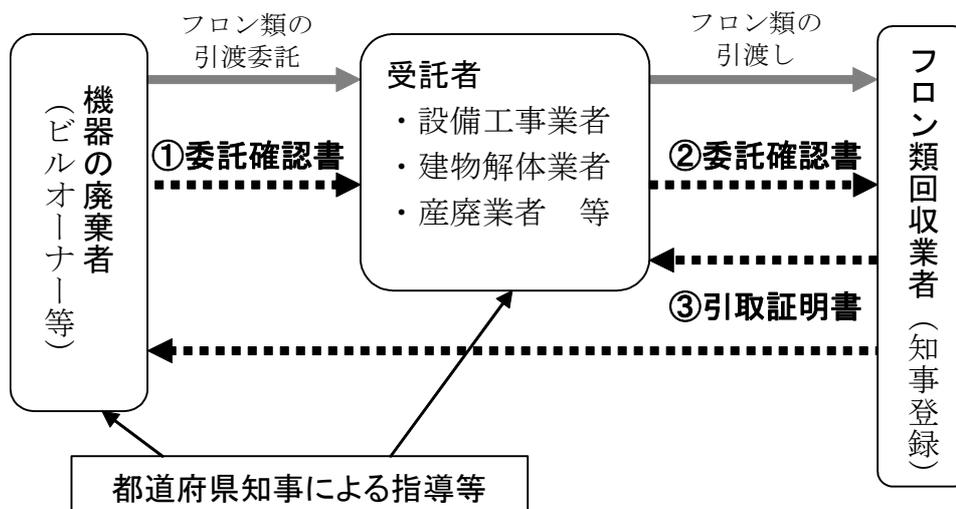


特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律^{*}の一部を改正する法律案の概要

環境省



書面の受渡し……→

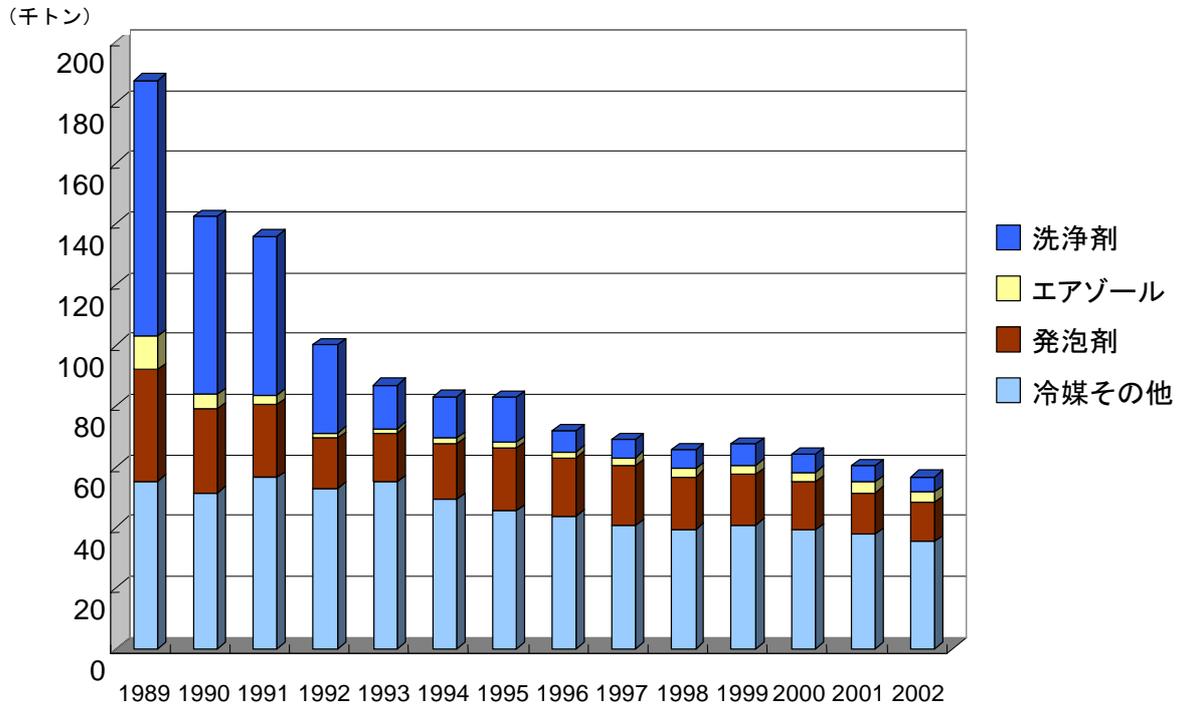


行程管理制度の概要

^{*}本法律は環境省と経済産業省の共管法である。

フロン類の用途別出荷量の推移（1989年～2002年）

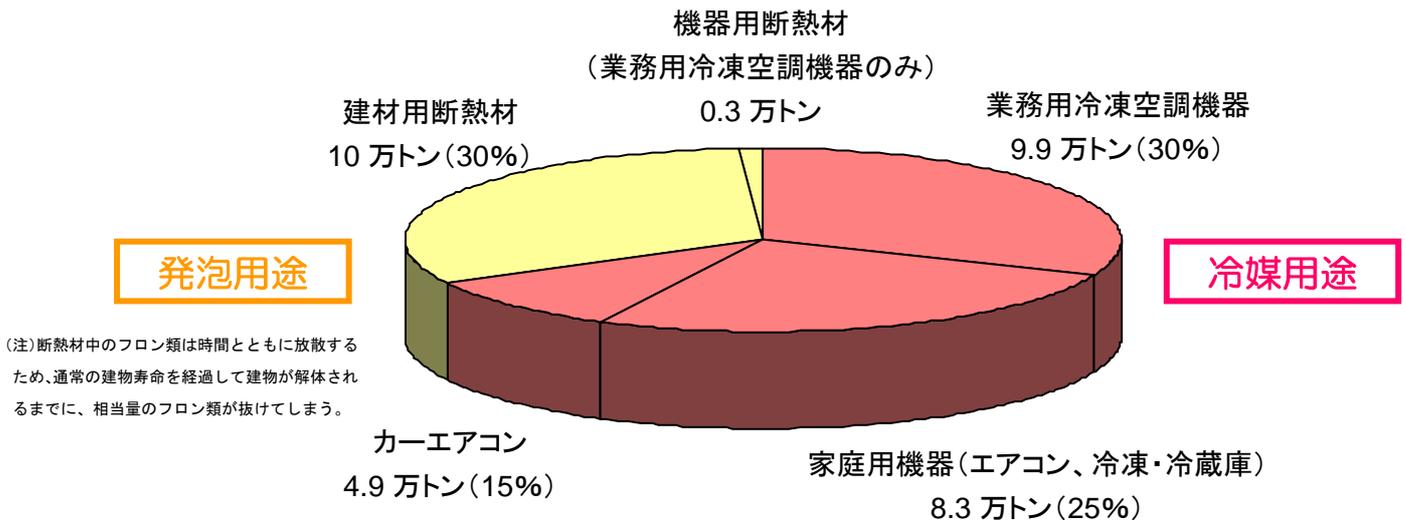
18万トン以上あったフロン類の出荷量は着実に減少している。
用途別に見ると、洗浄剤用途は大幅に削減されたのに比べ、冷媒用途、発泡剤用途が大きな割合を占めている。



(出典) 産業構造審議会化学・バイオ部会第10回地球温暖化防止対策小委員会資料

フロン類の市中ストック量

フロン類の市中ストック量は平成15年度時点で約33万トン以上と推計。うち約7割が冷媒用途。



(注)断熱材中のフロン類は時間とともに放散するため、通常の建物寿命を経過して建物が解体されるまでに、相当量のフロン類が抜けてしまう。

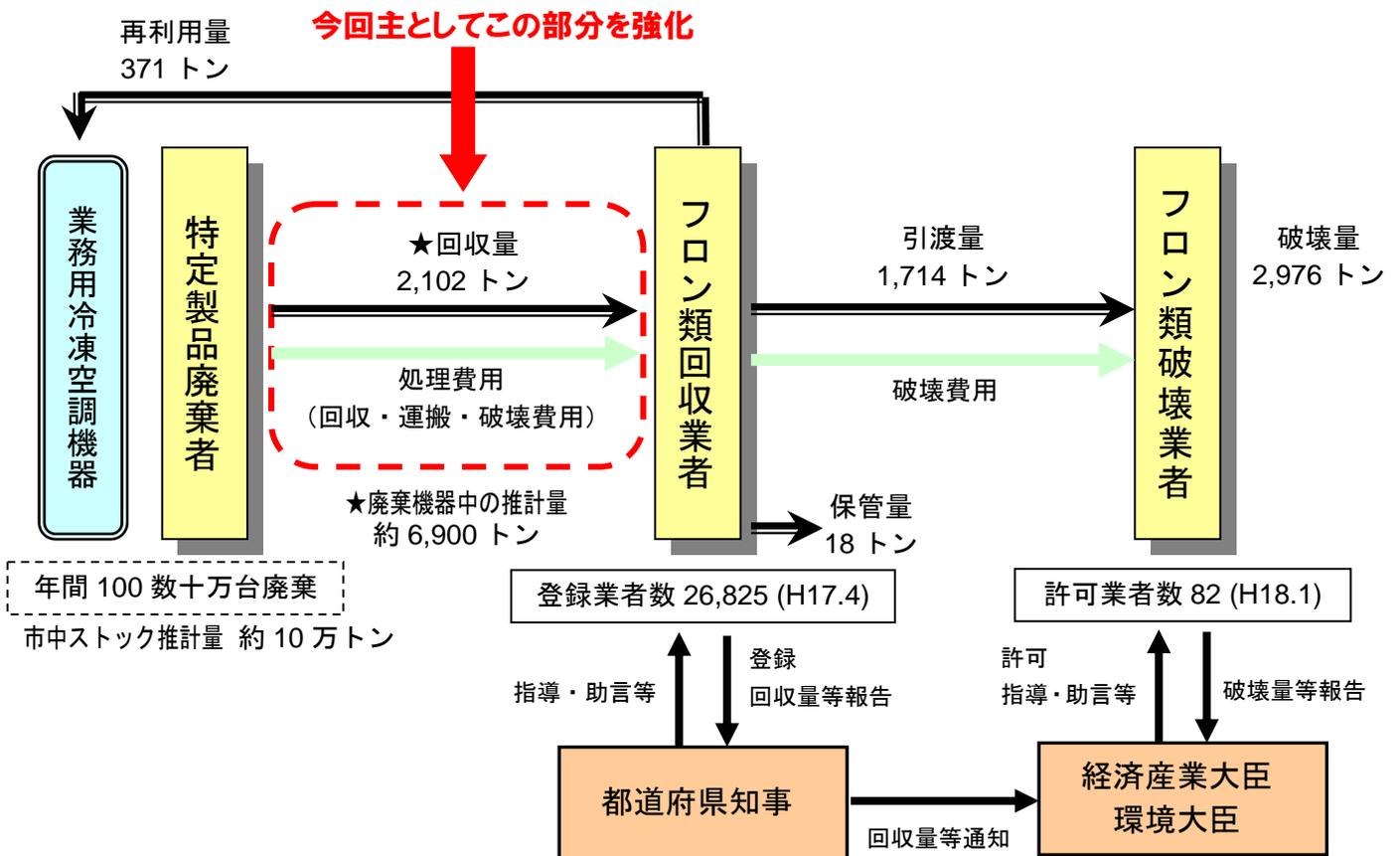
フロン類の市中ストック量が多い用途を中心に掲載。フロン類の市中ストックとしては、図に掲載したもののほか、業務用冷凍空調機器以外の機器用断熱材や工業資材に用いられる発泡剤や洗浄用途、エアゾール等がある。なお、カーエアコンに使用されているフロン類の市中ストック量については、HFC冷媒使用自動車のための推計値である。

(出典) 産業構造審議会化学・バイオ部会第12回地球温暖化防止対策小委員会資料、平成16年度業務用冷凍空調機器からのフロン排出抑制方策検討調査報告書（環境省請負業務報告書）、平成15年度建材用断熱材フロン対策検討調査報告書（環境省請負業務報告書）、平成16年度オゾン層破壊物質の排出量推計手法に関する調査報告書（野村総合研究所）を基に環境省作成

フロン類を使用する主な冷凍空調機器



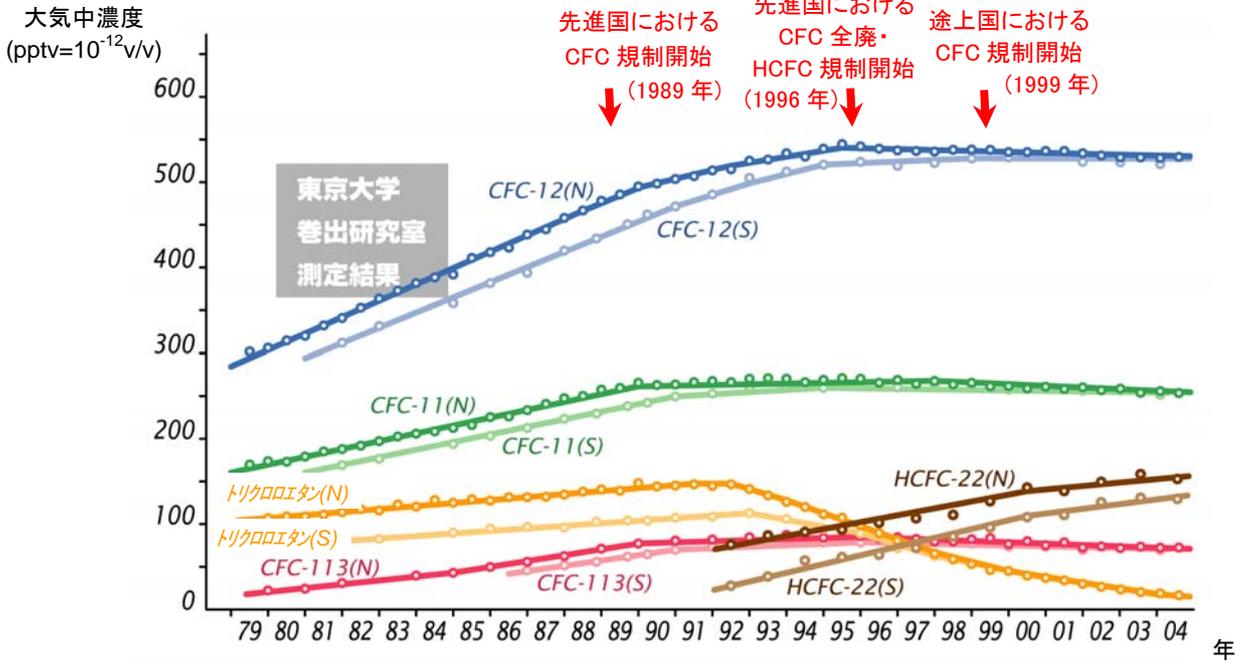
フロン回収破壊法の施行状況



回収量等の数値は平成 16 年度の値、ただし、市中ストック量は平成 15 年度の値

フロン類の大気中濃度

CFC（クロロフルオロカーボン）の大気中濃度は1990年代以降ほぼ横ばい又は減少している。一方、CFCからの代替が進むHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）やHFC（ハイドロフルオロカーボン）の大気中濃度は増加している。



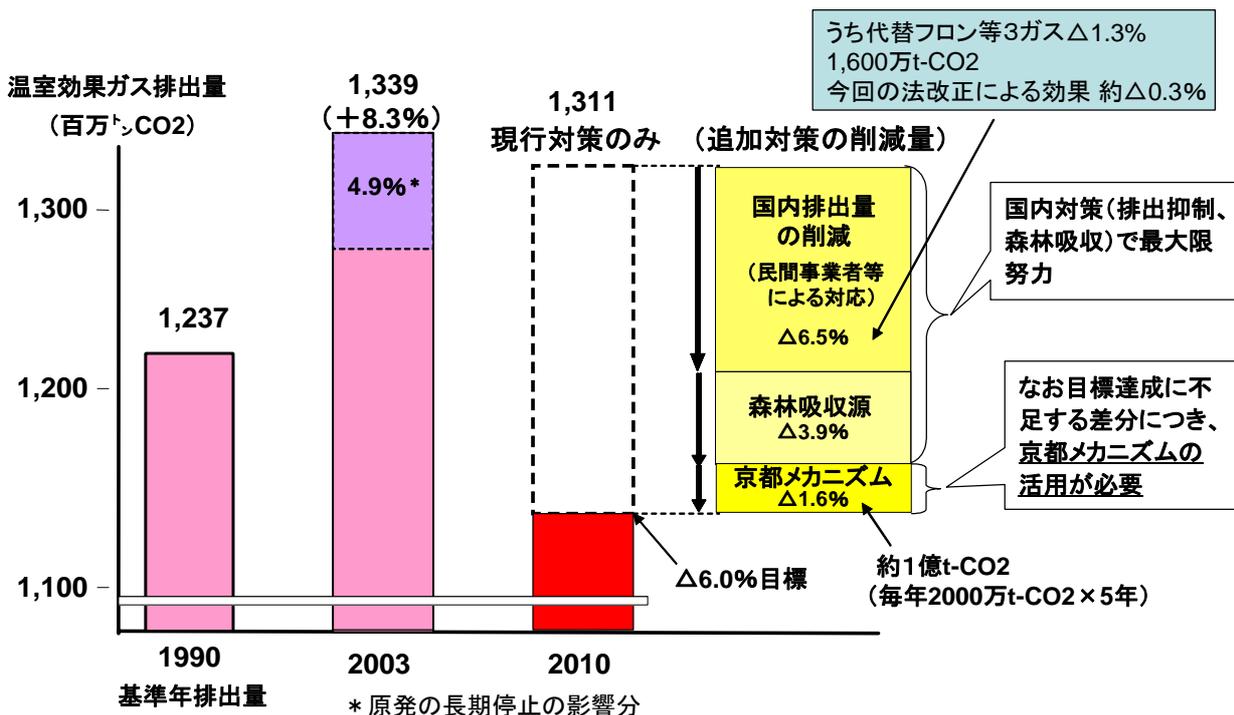
北海道及び南極昭和基地におけるフロン類の大気中平均濃度の経年変化（1979～2004年）

N: 北海道、S: 南極昭和基地

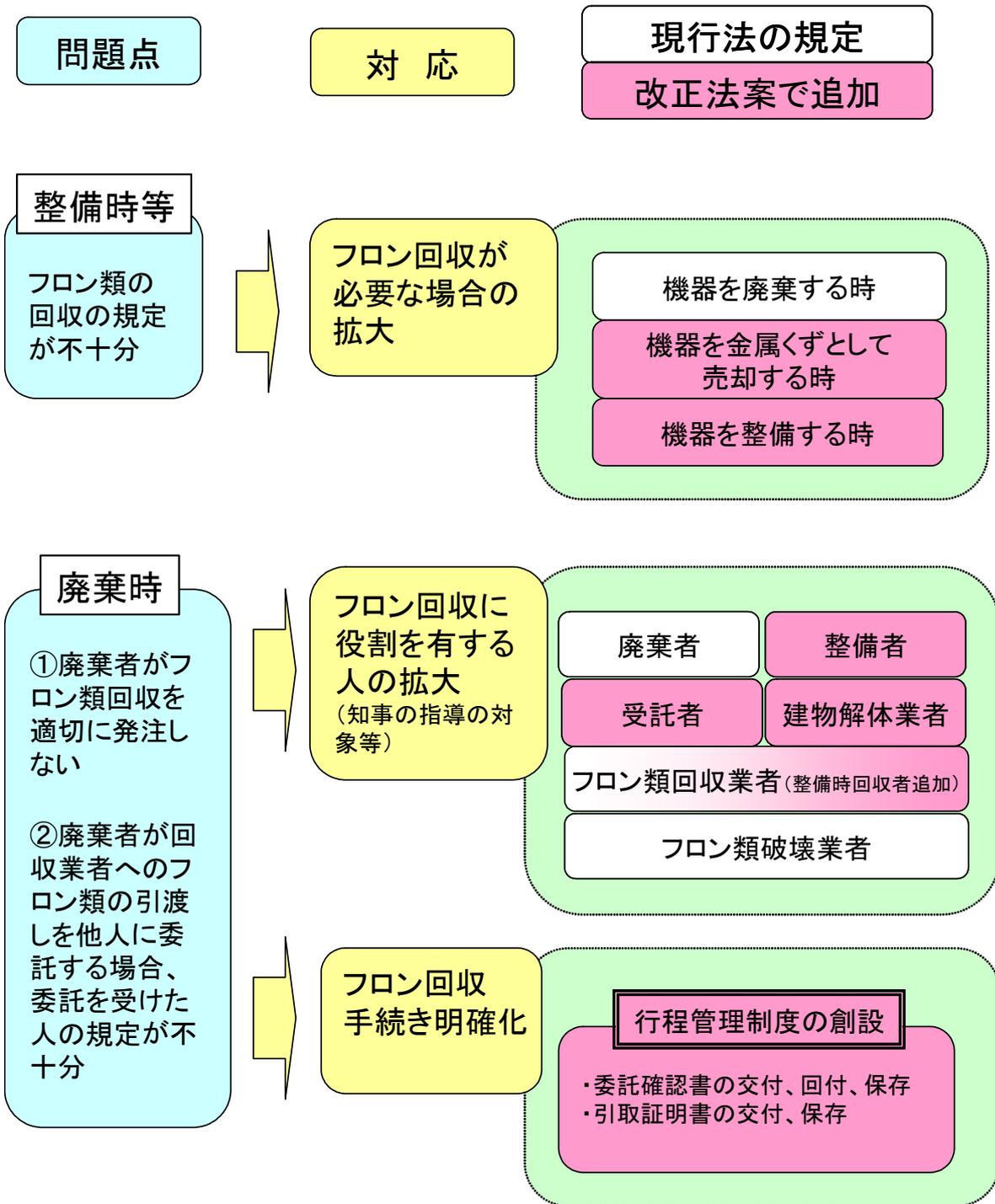
（出典）東京大学巻出研究室測定結果【Makide, et al. (1987)よりデータ更新】

京都議定書目標達成計画

国内排出量の削減△6.5%のうち△1.3%を代替フロン等3ガス対策で削減。



フロン回収破壊法改正法案の主な変更点



※ ピンクの網掛け部分が今回の改正法案関連部分

改正条項案の概要

1. フロン類の回収が必要な場合の拡大

- 業務用冷凍空調機器を廃棄する場合に加え、機器中の部品等のリサイクルを目的としてリサイクル業者等に譲渡する場合についても、フロン類回収業者へフロン類の引渡しを義務化する。（第2条第5項、第19条）

2. 業務用冷凍空調機器を整備する際の対策の強化

- 業務用冷凍空調機器を廃棄する場合に加え、整備する場合についても、フロン類の排出抑制のための必要な措置を講ずることを、事業者及び国民の責務とする。（第4条、第6条）
- 業務用冷凍空調機器の整備を行う者は、フロン類の回収作業を都道府県知事に登録されたフロン類回収業者に委託しなければならないこととし、フロン類回収業者は、回収基準に従ってフロン類を回収しなければならないこととする。（第18条の2）

3. 解体される建物中における業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認及び説明

- 建物解体工事の元請業者は、その建物に、フロン類を含む業務用冷凍空調機器が設置されていないかどうかを確認し、その結果を工事発注者に説明しなければならないものとし、工事発注者はその確認作業に協力しなければならないものとする。（第19条の2）

4. フロン類の引渡しの委託等を書面で管理する制度（フロン類引渡行程管理制度）の創設

- 業務用冷凍空調機器の廃棄等を行おうとする者は、フロン類の引渡しを他の者に委託する場合には、その業務を受託する者に、委託確認書を交付しなければならないが、その受託者は、委託確認書をフロン類回収業者に渡さなければならないこととする。（第19条の3）
- フロン類回収業者は、フロン類を引き取ったときは、業務用冷凍空調機器の廃棄等を行おうとする者及びフロン類引渡業務を受託した者に対し、引取証明書を交付することとする。（第20条の2）

5. 担保措置の強化等

- 都道府県知事は、フロン類の回収業者に加えて、業務用冷凍空調機器の廃棄等を行おうとする者など他の義務対象者に対しても、その義務の履行を担保するため、新たに、指導、助言、勧告、命令等の措置を講ずることができることとする。（第23条、第24条、第43条、第44条及び第45条）

6. 施行期日等

- 施行期日は、平成19年10月1日とする。（附則第1条）